(その2)

収入印紙 貼 付 欄

工事請負仮契約書

この仮契約は、下関市議会の同意を得た後、下関市長が受注者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約として確定するものとする。

- 1 工 事 名 下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事
- 2 工事場所 下関市南部町1番1号
- 3 工 期 本契約成立の通知により指定した日から平成 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金

円)

- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等
 - (1) 解体工事に要する費用 別紙1のとおり
 - (2) 再資源化等に要する費用 別紙1のとおり
 - (3) 分別解体等の方法 別紙1のとおり
 - (4) 再資源化等をする施設の

名称及び所在地 別紙2のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、別添の条項の第4条第1項中「この契約の締結」とあるのは、「頭書の定めによる本契約の確定」と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を 保有する。

年 月 日

発注者 下関市

下関市長 中尾 友昭 印

受注者

企業体名

代表者 住所

氏名

構成員 住所

氏名

構成員 住所

氏名 印

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(要求水準書、入札説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書並びに要求水準書等、事業者提案及び設計図書(第31条第2項の定めるところに従って発注者の検査に合格した設計その他の設計に関する図書をいう。以下同じ。)を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。なお、この契約書、要求水準書等若しくは事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとし、また、設計図書とこの契約書、要求水準書等若しくは事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、設計図書が優先するものとする。
- 2 受注者は、要求水準書等及び事業者提案に示された各工事(以下「対象工事」と総称する。)の 施工のための設計を行った上で、当該設計に基づいて対象工事を表記の工期(以下「工期」とい う。)内に完成し、対象工事の目的物(備品等を含む。以下「工事目的物」という。)を発注者に引 き渡すものとし、発注者は、その請負代金(以下「請負代金」という。)を受注者に支払うものと する。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者とで用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者とで用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案 に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書、要求水準書等、事業者提案及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の主たる事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。
- 12 発注者は、この契約に基づく全ての行為を受注者である共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る 全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注 者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、対 象工事の設計・施工その他この契約の履行の困難であること、又はコストを適切に見積ること

ができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、 要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する対象工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(全体工程表)

- 第3条 受注者は、この契約の締結の日から5日以内に、要求水準書等及び事業者提案に基づき、 頭書に定義される対象工事に係る全体工程表を発注者所定の様式により作成し、発注者に提出 しなければならない。
- 2 前項の規定は、この契約を変更する契約を締結した場合に準用する。

(工事工程表)

- 第3条の2 受注者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に、設計図書及び要求水準書等の定めるところに従い、設計図書及び要求水準書等が定める様式及び内容の工事工程表 その他の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。受注者は、工事工程表を変更した ときは、その都度変更後の工事工程表を発注者に提出しなければならない。なお、工事工程表 は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 前項の規定は、設計図書の変更について第 19 条の定めるところに従って発注者の承諾を得た場合に準用する。

(設計)

- 第3条の3 受注者は、この契約の定めるところに従い、要求水準書等及び事業者提案に基づき、 対象工事を設計し(内訳書の作成を含む。以下同じ。)、この契約の締結後速やかに、設計業務 に着手するものとする。
- 2 受注者は、設計業務に着手するに当たり、要求水準書等及び事業者提案が定める書類を要求水 準書等及び事業者提案の定めるところに従い、発注者に提出して承諾を得るものとする。 (契約の保証)
- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに 掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の 締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実 と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
 - (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、対象工事の請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証

- は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる 保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者が受注者に対しこの契約の保証を必要としない旨の意思を表示したときは、適用しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物又は工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち、第13条第2項の検査に合格したもの及び第37条第3項の検査を受けたもの並びに工事仮設物であるものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(工事の一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、対象工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を 発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(設計の一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条の2 受注者は、設計業務の全部又は一部を事業者提案に基づき委託するものとし、第7条の 2に定めるほか、事業者提案に基づかないで設計業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に 委任し、又は請け負わせてはならない。

(工事の下請負人の通知)

第7条 受注者は、対象工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第 三者の商号又は名称その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。

(設計の再委託等の通知)

第7条の2 受注者は、設計業務を事業者提案に基づかないで第三者に委託しようとするときは、 受注者は、事前にかかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注 者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得るものとする。

(特許権等並びに設計図書及び完成図書等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される 第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている対象工事材料、施工方法等を使用 するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとし、工事目的物の管 理運営、改造、増築その他の維持、利用等(対象工事終了後も含む。以下この条において同じ。) に必要な範囲で発注者が無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等(改造、解析、複製、 頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下この条において同じ。)する権利を有するものとし、その 権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。
- 2 発注者は、設計図書及び完成図書その他この契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類並びにプログラム及びデータベース(以下「設計図書等」という。)について、工事目的物の管理運営、改造、増築その他の維持、利用等に必要な範囲で発注者が無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約

の終了後も存続するものとする。なお、受注者は、自ら又は著作権者をして、次に掲げる行 為を自ら行い、又は第三者をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注 者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 設計図書等の内容を公表すること(既に公表された事項を除く。)。
- (3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。
- 3 受注者は、発注者又はその指定する第三者による設計図書等の自由な実施、使用等が、第三者 の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。
- 4 受注者は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、当該第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 5 受注者は工事目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号の著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 6 発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を 受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 7 発注者は、工事目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注 者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 8 工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者は、工事目的物の利用目的の 実現のためにその内容を自ら又は第三者をして改変することができるものとし、受注者は、そ の改変にあらかじめ同意する。
- 9 受注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合に 限り、工事目的物の内容の公表その他設計図書の利用をこの契約の履行以外の目的で行うこと ができる。
- 10 発注者は、受注者が工事目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号のプログラムの著作物をいう。以下同じ。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に 規定するデータベースの著作物をいうが、第 2 項に定めるプログラム及びデータベースを除く ものとする。以下同じ。)について、当該プログラム及びデータベースを工事目的物のために自 ら実施し、又は利用等をし、かつ、第三者をして実施し、又は利用等させることができる。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人若しくは管理技術者に対する 指示、承諾又は協議
 - (2) 要求水準書等に基づく設計図書等の作成及び工事の施工のための詳細図等の作成並びに 交付又は受注者が作成した設計図書等若しくは詳細図等の承諾

- (3) 要求水準書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の主任技術者、監理技術者等の技術者(以下「主任技術者等」という。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、 請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の規定による請求 の受理、同条第 4 項の規定による措置及び通知、同条第 5 項の規定による請求、同条第 6 項の 規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一 切の権限を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人が 工事現場に常駐することを要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、現場代理人に委任せず自ら 行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければ ならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。

(管理技術者)

- 第10条の2 受注者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行う。発注者は、設計図書を完成させるため、この契約の履行に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを管理技術者に委任せず 自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ

ればならない。

(照査技術者)

- 第10条の3 受注者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 照査技術者は、前項の管理技術者を兼ねることはできない。

(工事の履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、工事現場に常に工事記録簿等を整備し、発注者の要求があった場合には速やかに開示するほか、工期における各暦月における対象工事の進捗状況に関し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、工事進捗状況報告書等を作成の上、所定の期限までに発注者に提出することで履行報告を行うものとする。

(設計の履行報告)

- 第 11 条の 2 受注者は、発注者に対し、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、 定期的に、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、履行報 告を行う。
- 2 受注者は、発注者の承諾した様式により報告書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。

(設計関係者及び工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人に あっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者 に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条の2 の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 発注者又は監督職員は、主任技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が対象工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置をとり、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を とり、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、性能、検査等)

第13条 工事材料の品質、性能等については、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書に 定めるところによる。ただし、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書にその品質、性能

- 等が明示されていない場合にあっては、中等の品質、性能等を有するものとする。
- 2 受注者は、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書において監督職員の検査(確認を含む。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を得ずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当 該不合格の決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い、工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書において、監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書において監督職員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、要求水準書等に定めるところにより、設計図書において見本又は対象工事写真等の記録を整備すべきものと指定した対象工事材料の調合又は対象工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、遅滞なく、 これに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、対象工事材料を調合して使用し、又は対象工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該対象工事材料の調合又は当該対象工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は対象工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは対象工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者

に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は当該貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質又は規格又は性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料又は当該貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品 名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を 変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、対象工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等又は設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた対象工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、受注者が対象工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 対象工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができないものとし、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を 聴いて定める。

(不適合箇所の改善義務、破壊検査等)

第17条 受注者は、対象工事の施工部分が要求水準書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が修正、改造、修補その他必要な措置をとることを請求し

たときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該適合しない場合が発注者 又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼし たときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、対象工事の施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、発注者又は監督職員は、対象工事の施工部分が要求水準書等、事業者提案又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第18条 受注者は、対象工事の設計・施工を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 要求水準書等が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等若しくは事業者提案 又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところに従い、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等の訂正又は変更の必要があるものについては、発注者が行い、その余は受注者が行うこと。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等の訂正又は変更が必要な場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行い、その余は受注者が行うこと。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等の訂正又は変更が必要な場合で工事目的物

の変更を伴わないものについては、発注者及び受注者が協議して発注者が行い、その余は発 注者及び受注者が協議して受注者が行う。

5 前項の規定により要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が第1項第1号に該当することによるとき又は要求水準書等に関して第1項第2号若しくは第5号に該当することにより生じたときその他発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り、発注者は、かかる訂正又は変更により受注者に損害を及ぼしたときであっても、当該損害を賠償し、又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条の定めるところに従って要求水準書等が変更されたときその他必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容及び理由を受注者に通知して、設計図書の変更を要請することができる。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更の内容及び理由を 説明する書面並びに変更後の設計図書を発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。こ の場合において、かかる確認のための検査の手続は第31条第1項から第6項までのの規定を 準用する。
- 3 前 2 項の定めるところにより設計図書の変更が行われる場合において、発注者は、必要がある と認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更することができる。

(工事の中止等)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が対象工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、対象工事の設計・施工その他この契約の履行の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、対象工事の設計・施工その他この契約の履行の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により対象工事の設計・施工その他この契約の履行を一時中止させた 場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者 が対象工事の続行に備え工事現場を維持し、労働者、建設機械器具等を保持するための費用そ の他の当該施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責め に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を 明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工

期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行わなければならず、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に 請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更の事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては発注者が工期の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者 が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で、この契約を締結した日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分(設計図書(発注者の承諾を得られた設計図書に限る。以下同じ。)を含む。以下同じ。)に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1、000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは、「直前のこの条の規定に基づく請負代金額の変更について請求があった日」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負 代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額 の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者 に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者又は監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者又は監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者又は監督職員は、災害防止その他対象工事の設計・施工その他この契約の履行の上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他対象工事の設計・施工その他この契約の履行に際し生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。)によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 対象工事の設計・施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付さ れた保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤 沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担 しなければならない。ただし、その損害のうち、対象工事の設計・施工その他この契約の履行に つき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負 担する。
- 3 前2項の場合その他対象工事及び設計業務について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の対象工事に関する記録等により確認することができる工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 請負代金額のうち、損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 請負代金額のうち、損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常 妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害 を受けた時点における工事目的物に対する償却費相当額を差し引いた額(以下この号において「償却費に係る損害額」という。)とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による 損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当 該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」 と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既 に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、設計又は対象工事を完成したときは、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、検査及び試験、試運転及び運転指導その他要求水準書等及び事業者提案が定める手続を履践の上、その旨を発注者に所定の様式により通知しなければならない。なお、かかる通知に当たり、設計又は対象工事に関し、受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところに従い、要求水準書等及び設計図書が定める様式及び内容の完成図書を、要求水準書等及び設計図書の定める部数及び方法で発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、設計又は対象工事の完成を確認するための検査(以下、総称して「完成検査」という。)を完了し、完成検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項の場合において、完成検査又は復旧に直接要する費用は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、完成検査によって設計又は対象工事の完成を確認した後、受注者が設計図書又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計図書又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の規定による申出を行わないときは、当該設計図書又は工事目的物の 引渡しを対象工事の請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。
- 6 受注者は、設計又は対象工事が完成検査に合格しないときは、直ちに修補、改造、取替等して 発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補、改造、取替等の完了 後の発注者の再検査の合格を設計又は対象工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、設計又は対象工事が完成検査(前条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下この項において「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者が前条第2項の期間内に検査をしないこと又は支払期間内に請負代金の支払をしないことにつき、天災地変等やむを得ない事由があるときは、特に定めのない限り当該事由の継続する期間は、支払期間に算入せず、又は遅延日数に計算しないものとする。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事目的 物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(前金払及び中間前金払)

- 第34条 受注者は、対象工事について、保証事業会社と工期の満了の日(以下「完成期日」という。) を保証期限とする前払金保証契約(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定 する保証契約をいう。以下同じ。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証 証書記載の保証金額の範囲内において、請負代金額の10分の4を超えない額の前払金の支払を発 注者に請求することができる。ただし、請負代金額が100万円未満である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による前払金の請求は、次の各号に掲げる年度に当該各号に掲げる額を限度としてこれを行うものとする。

(1)	年度	円
(2)	年度	円
(3)	年度	円
(4)	年度	円
(5)	年度	円

- 3 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加の前払金に関し

- て、完成期日を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したと きは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、請負代金額の10分の2を超えない額の前 払金の支払を発注者に請求することができる。
- 5 受注者が第37条第1項に規定する部分払の支払の請求をした後においては、受注者は、同一年度において前項の規定による前払金(以下「中間前払金」という。)の支払を請求することができない。
- 6 第4項の規定による中間前払金の請求は、次の各号に掲げる年度に当該各号に掲げる額を限度 としてこれを行うものとする。

(1)	年度	円
(2)	年度	円
(3)	年度	円
(4)	年度	円
(5)	年度	円

- 7 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ所要の要件に該当するかどうかについて、発注者に対し、認定の請求をしなければならない。
- 8 発注者は、前項の規定により受注者から認定の請求を受けたときは、遅滞なく審査し、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 9 第3項の規定は、第6項の場合において準用する。
- 10 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金の額 (中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金の額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 11 請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の請負代金額の2分の1(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、当該前払金の額から当該請負代金額の2分の1(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額を差し引いて得た額(以下「超過額」という。)を返還しなければならない。
- 12 超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 13 受注者は、前2項に規定する期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

(前払金保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第10項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を

請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託 しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり、その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金を設計業務の実施費用並びに対象工事の材料費、労務費、機械器具の 賃借料、機械購入費(対象工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運 賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の 経費の支払に充当してはならない。
- 2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき前払金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。(部分払)
- 第37条 受注者は、第31条の定めるところに従い、発注者の検査に合格した設計図書のほか、対象工事の完成前であっても、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料(製造工場等にある工場製品がある場合にあっては当該工場製品を含むものとし、第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては入札説明書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。)に相当する請負代金の額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額の範囲内において、発注者に対し、部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者に対して、当該請求に係る 工事の出来形部分等の検査を請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して 部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、受注者の提出する適法な部分払 金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければな らない。
- 6 第1項の規定により部分払を請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合に おいて、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の請求

を発注者が受けた日から10日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に 通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金が支払われた後、再度部分払金の支払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 発注者は、第34条第11項又は前条第2項の規定により、受注者に対して前払金又は中間前払金 の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払をするときは、当該 部分払金の支払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を、受注者にそ の旨を通知して、支払うことができる。

(部分引渡し)

- 第38条 第31条及び第32条の規定は、設計又は工事目的物について、発注者が要求水準書等にお いて設計又は対象工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部 分」という。)に係る設計又は工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31 条第1項中「設計又は対象工事」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事」と、同条第2項中 「設計又は対象工事の完成」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事の完成」と、「完成検査」 とあるのは「出来形検査」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同 条第4項中「完成検査によって設計又は対象工事の完成」とあるのは「出来形検査によって指定 部分に係る設計又は工事の完成」と、「設計図書又は工事目的物」とあるのは「指定部分に係る 設計図書又は工事目的物」と、同条第5項中「設計図書又は工事目的物の引渡しを対象工事の請 負代金」とあるのは「指定部分に係る設計図書又は工事目的物の引渡しを指定部分に係る設計 図書又は工事目的物の部分引渡しに係る請負代金」と、同条第6項中「設計又は対象工事が完成 検査」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事が出来形検査」と、「設計又は対象工事の完成」 とあるのは「指定部分に係る設計又は工事の完成」と、第32条第1項中「設計又は対象工事が完 成検査」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事が出来形検査」と、「請負代金支払請求書」 とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、同条第2項中「請負代金支払請求書」 とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡し に係る請負代金」と、同条第3項中「完成検査」とあるのは「出来形検査」と読み替えるものと
 - 2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に対する請負代金相当額×(1-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用される第32条の規定による支払を遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず、発注者

がその支払をしないときは、設計業務の全部若しくは一部の遂行又は対象工事の全部若しくは 一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を 明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が対象工事の設計・施工その他この契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が対象工事及び設計業務の続行に備え、対象工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務の遂行若しくは対象工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

- 第40条 発注者は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところにより、工事目的物にかし(受注者の設計業務に起因するものを含む。以下同じ。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該かしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条において これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日からかしのある目的物に 応じて要求水準書等に定める期間以内に行わなければならない。ただし、そのかしが設計のかし 又は受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたとき、又は要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又は損傷したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。ただし、要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不適当であることを知りながらその旨を通知しなかったとき又は要求水準書等及び事業者提案に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第41条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に対象工事を完成することができない場合に おいては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、完成期日の翌日から対象工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請 負代金額(対象工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除 した額)に完成期日における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第 29条第1項に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の全部又は一部の支払が遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する

期間が満了する日の翌日から受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に同項に規定する期間が満了する日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、設計又は対象工事に着手すべき期日を過ぎても当該設計又は当該工事 に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により納期内に設計図書を提出しないとき(発注者の承諾が得られない場合を含む。)若しくは工期内に対象工事を完成しないとき、又はこれらの提出若しくは完成の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 対象工事について第10条第1項第2号の主任技術者等を設置しなかったとき又は設計業務について第10条の2第1項の規定による管理技術者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が入札説明書が定める資格を欠いたとき又は次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下 この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であ ると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が実質的に関与していると認められ るとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると き。
 - キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注 者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に

相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 第43条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除 することができる。
 - (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が、第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。
 - (4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6 又は第198条の刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。
- 第44条 発注者は、対象工事が完成するまでの間は、第42条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が2分の1以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による対象工事及び設計業務の中止期間が6月を超えたとき。ただし、当該中止が対象工事の設計・施工その他この契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が解除された場合において、工事の出来形部分等を検査した上、当該検査に合格した出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合の検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第42条又は第43条の規定によるときにあっては前払金又は中間前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金又は中間前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、当該解除が前2条の規定によるときにあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来 形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならな い。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したとき、又 は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若 しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に 返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又 は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を 賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する 工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件 を含む。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、 発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条又は第43条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。 (不正行為に伴う損害の賠償)
- 第47条 受注者は、この契約に関して、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 第43条第1項第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公 正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

- 2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第31条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該 企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合に おいて、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(火災保険等)

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により工事目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっ旋又は調停)

- 第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会(次条において「審査会」という。)のあっ旋又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他 受注者が対象工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の対象工事の施工又は管 理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により 受注者が措置をとった後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置をとった後又は発注者 若しくは受注者が措置をとらずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発 注者及び受注者は、前項のあっ旋又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第51条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(その他)

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

第53条 債務負担行為又は継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約において、各会 計年度における請負代金の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予 定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 第54条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「工期の満了の日」とあるのは「工期の満了の日(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う 旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の 規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間 前払金相当分 (円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求す ることができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第55条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、受注者は、出来高超過額について部分払の支払を請求したときは、請求後において当該会計年度の中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、 第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
- 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

(当該会計年度前払金額+当該会計年度中間前払金額)

- × 当該会計年度の出来高予定額
- 4 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。ただし、各会計年度において、中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を1回減ずるものとする。

年度	口
年度	口

1.	. 解体工事に要する費用		円	
	(受注者の見積金額區	直接工事費)		
2.	特定建設資材廃棄物の再資	資源化等に要する費用	円	
	(受注者の見積金額正	直接工事費(再資源化施設の受け	[†] 入れ価格と再資源化施設までの運	
	搬費を加えたもの))			
3.	分別解体等の方法(建築物	めに係る新築工事等の場合)		
エ	工程	作業内容	分別解体等の方法	
程	①造成等	造成等の工事	□手作業	
Ĺĭ		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
と				
の	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事	□手作業	
作		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
業				
内	③上部構造部分·外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業	
容		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
及				
び		 屋根の工事	 □手作業	
解	9 1114		□ ↑ ↑	
体				
等の	⑤建築設備・内装等	 建築設備・内装等の工事	□手作業	
	② 建杂成 / m · P] 表守	世条改備・門表寺の上事	□于11元	
方法		山有 山 林 	□ 丁 一 元 ・	
広		7.014.0.7.7		
	⑥その他 ()	その他の工事	□手作業	
		□有 □無 	□手作業・機械作業の併用	

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙2のとおり

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の	施設の名称	所在地
種類		